

平成十四年八月二日付けで公告した瀬戸内海の環境の保全に関する奈良県計画を変更したので、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第四条第五項において準用する同条第四項の規定により次のとおり公告します。

平成二十年六月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

#### 瀬戸内海の環境の保全に関する奈良県計画

この計画は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第四条の規定に基づき、奈良県の区域（同法第五条第一項に規定する関係府県の区域のうち奈良県の区域をいう。）において、瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策について定めたものである。

#### 第一 計画策定の趣旨

この計画は、瀬戸内海が我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し、及び維持すること並びにこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目的として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、国が策定した瀬戸内海環境保全基本計画（平成十二年総理府告示第七十一号）に基づき、県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関し、実施すべき施策を明確にし、また、実施する施策をより効果的なものとするため、瀬戸内海の環境の保全に関する中長期にわたる総合的な計画として策定する。

また、この計画を策定し、及び公表することにより、広く県内の瀬戸内海関係者及び県民に対し、瀬戸内海の環境保全の推進に対するなお一層の理解と協力を求めるとともに、意識の高揚を図るものである。

#### 第二 計画の目標

瀬戸内海の環境保全の推進のためには、関係府県等が相互に協力しながら同一の目標に向かって各々の施策を遂行することが肝要であることから、瀬戸内海環境保全基本計画において定められた目標をこの計画の目標として次のとおり定める。

- 1 瀬戸内海において水質環境基準が達成されていない海域については、可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域については、これが維持されること。

- 2 瀬戸内海において、赤潮の発生がみられ、漁業被害が生じている現状にかんがみ、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。
- 3 水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質を国が定めた除去基準以上含む底質が存在しないこと。  
また、その他有機物の堆積等に起因する悪臭の発生、水質の悪化等により生活環境に影響を及ぼす底質については、必要に応じ、その悪影響を防止するための措置が講ぜられていること。
- 4 海面及び海岸が清浄に保持され、又は景観を損傷するようなごみ、汚物、油等が海面に浮遊し、若しくは海岸に漂着していないこと。

### 第三 目標達成のため講ずる施策

計画の目標をできるだけ速やかに達成すること又は達成されているものについてはその状態を維持することを目途として、瀬戸内海の環境保全に関し県の区域において実施する施策は、次のとおりとする。

#### 一 水質汚濁の防止

##### 1 水質総量規制制度等の実施

広域的閉鎖水域である瀬戸内海については、関連区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが必要であることから、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、水質総量規制制度が実施されている。

県においては、総量削減基本方針に定められた平成二十一年度における化学的酸素要求量（COD）の削減目標量十八t/日、窒素の削減目標量十二t/日及びびりんの削減目標量〇・九t/日を達成するため、発生源別削減目標量を表一のとおりとした化学的酸素要求量、窒素含有量及びびりん含有量に係る総量削減計画（奈良県）を策定しており、この計画を積極的に実施していくとともに、計画されている施策の進捗状況、瀬戸内海に流入する負荷量の実態等の把握に努めるものとする。

表一 発生源別削減目標量（単位 t/日）

	COD	窒素	りん
--	-----	----	----

	生活排水	十二	六	〇・六
	産業排水	四	一	〇・二
	その他	二	五	〇・一
計		十八	十二	〇・九

- (一) 生活排水については、汚濁負荷量の削減を図るため、下水道の整備を一層促進するほか、生活様式及び地域の実情に応じ、コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備を一層促進する。また、窒素及びりん除去性能の向上を含めた高度処理の積極的な導入を図る。
- (二) 産業排水については、汚濁負荷量の削減のため、処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努める。
- (三) 持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に基づき、魚介類の養殖漁場の底質の悪化を通じて富栄養化が生じないよう漁場管理の適正化に努める。また、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）等に基づき、化学肥料の使用の低減を図ることにより、農業排水中の窒素及びりん負荷量の軽減に努めるとともに、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成十一年法律第百十二号）に基づき、家畜排せつ物の適正な処理に努める。
- (四) 河川の直接浄化等を推進するとともに、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図る。また、底質の改善を推進する。
- (五) 家庭でできる生活排水対策の実践に努めるよう啓発等を行うとともに、排水処理技術の開発等に関する必要な調査研究の推進に努めるものとする。

2 有害化学物質等の規制、把握等

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定による特定施設の設置の許可等の適切な運用等により、水質環境基準の達成維持を図るものとする。

水銀、ポリ塩化ビフェニル等の人の健康に有害と定められた物質については、新設の工場及び事業場に対し、より厳しい基準を定め、これら物質の排出を極力

抑制しているところであり、この制度を適切に運用することにより、河川への流入を防止するものとする。

ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）に基づく排出規制を推進するものとする。

また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）に基づき、排出量の把握及び管理を促進するものとする。

### 3 その他の措置

水質汚濁の防止のため、第三の一の1及び2に掲げる施策のほか、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法に基づく排水規制の適切な運用、生活排水対策の計画的推進等により汚濁負荷量の低減を図り、また、有害化学物質による公共用水域の汚染を防止するため、これらの化学物質による水質汚濁状況等の監視に努めるものとする。

## 二 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保

環境の保全を図るためには、ごみの不法投棄等の不適正な処理の防止に努めることが必要である。そのために監視等の強化を図るとともに、廃棄物の再生利用の促進及び最終処分量を減少させるための処理施設の整備等総合的な施策を推進することとし、次の施策を積極的に実施するものとする。

### 1 廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会からの転換を図るため、奈良県循環型社会構築構想（平成十五年三月策定）により、廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進並びに処理施設の整備等の総合的施策を推進し、廃棄物の最終処分量の減少等を図るものとする。

このため、県では第二次奈良県廃棄物処理計画（平成二十年三月策定）に基づき、具体的な減量化目標値を設定し、廃棄物の発生抑制、減量化及びリサイクルの推進、環境に安全な廃棄物の処理の推進並びに廃棄物処理施設の確保を図るものとする。また、県のごみ減量及び再資源化のための目標に向け、事業者、消費者及び行政それぞれの役割と責任を示し、リサイクル社会構築への取組を推進するものとする。

## 2 処理施設等の整備

県の瀬戸内海関係区域の平成十七年度末ごみ処理施設の整備状況は、奈良市をはじめ二十三日町村でごみ処理施設二十四箇所（処理能力二千三百七十四t/日）及び粗大ごみ処理施設十一箇所（処理能力三百一t/日）が整備されており、現在これらの施設により処理を行っている。

今後は、再生利用のための中間処理施設の整備及び広域的な施設整備を推進していく。

また、産業廃棄物については、排出事業者責任を徹底するとともに、優良な産業廃棄物処理事業者を育成し、適正処理の推進を図るものとする。

### 3 処分地の確保

県の瀬戸内海関係区域においては、平成十七年度末において、一般廃棄物の最終処分場九箇所、処分業者の産業廃棄物の最終処分場十三箇所が確保されている。廃棄物の最終処分量は、減少傾向にあるが、今後、廃棄物の再生利用のための中間処理施設の整備を推進し、最終処分量の減少を図るとともに、関係機関と協力して、大阪湾圏域広域処理場整備事業（フェニックス計画）を推進し、処分地の確保に努めるものとする。

### 三 健全な水循環機能の維持及び回復

健全な水循環機能の維持及び回復を図るため、海域と陸域の連続性に留意して、森林や農地の適切な維持管理、河川、湖沼等における自然浄化能力の維持及び回復、地下水の涵養、下水処理水の再利用等に努めるものとする。また、これらの施策の推進に当たっては、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとする。

### 四 下水道等の整備の促進

#### 1 下水道の整備

瀬戸内海の水質保全を図るうえで、生活排水に係る汚濁負荷量及び栄養塩類の削減対策としての下水道の整備は、極めて重要な施策である。

県の瀬戸内海関係区域における下水道の整備状況は、平成十八年度末において、奈良県浄化センターをはじめ十箇所の終末処理場が稼働しており、処理区域内人口は九十七万三千人、人口普及率は七十一%となっている。

今後は、下水道の整備が瀬戸内海の水質保全を図るうえで特に重要かつ緊急を要する課題であるとの観点から、社会資本整備重点計画との整合を図りつつ、現在施行している大和川上流流域下水道事業及び吉野川流域下水道事業を積極的に

促進するとともに、表二に掲げる市町村で流域関連公共下水道の整備を促進するものとする。

なお、下水道終末処理場については、高度処理の推進を図るものとする。さらに、合流式下水道については、当該下水道を敷設している市町村の合流式下水道緊急改善計画に基づき、改善の促進を図るものとする。

表二 流域関連公共下水道事業計画市町村

大和川上流流域 下水道	区分		市町村名
	第一処理区	第二処理区	
	奈良市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 生駒市 香芝市 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 広陵町	大和高田市 橿原市 御所市 香芝市 葛城市 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町	五條市 吉野町 大淀町 下市町

2 その他の生活排水処理施設の整備

地域の実情に応じ、浄化槽、農業集落排水処理施設、コミュニティ・プラント等の整備を促進するとともに、新設の大規模な施設については、必要に応じ高度処理方法の導入を指導する。

県の瀬戸内海関係区域においては、昭和六十三年度より合併処理浄化槽設置整備事業に着手し、順次拡大を図りながら現在六市六町二村で事業を実施している。また、平成六年度より新たに特定地域生活排水処理事業が実施され、平成十年度より一村がこの事業に着手している。今後は、他の地域においても、地域の特性を考慮し、この事業の推進に努めるものとする。

なお、浄化槽については、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）、建築基

準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び奈良県浄化槽取扱要項（昭和六十一年三月制定）に基づき、適正な設置及び維持管理に対する指導を強化するとともに、既設の単独処理浄化槽については合併処理方式への転換促進に努め、特に大規模浄化槽については、必要に応じ高度処理の導入を指導する。

さらに、平成十八年度末において、農業集落排水処理施設が三市一町一村（処理能力二千九百八十三kl/日）、平成十七年度末において、コミュニティ・プラントが二市町（処理能力四百九十九kl/日）において整備されており、今後も地域の特性を考慮し、農業集落排水処理施設及びコミュニティ・プラント等の整備を推進するものとする。

### 3 し尿処理施設の整備

県の瀬戸内海関係区域におけるし尿・汚泥処理施設の整備状況は、奈良市をはじめ十一市町村において整備されており、平成十七年度末におけるその処理能力は、十施設、八百十四kl/日である。

今後、必要に応じ施設の新設及び更新を行うものとする。

### 五 河床の汚泥の除去等

瀬戸内海の水質汚濁の一因となる河床の汚泥の実態を把握するため、県内主要河川において底質調査を実施しているが、今後、水銀、ポリ塩化ビフェニル等人の健康に有害な物質を含む汚泥の堆積による底質の悪化を防止するとともに、これらの物質につき国が定めた除去基準を上回る底質の除去等の促進に努めるものとする。

### 六 水質等の監視測定

瀬戸内海の水質保全については、県の特性にかんがみ、瀬戸内海に流入する河川の環境基準の維持達成状況及び発生源における排水基準の遵守状況を把握するため、水質等の監視測定が必要である。このため、平成十八年度において公共用水域については、大和川水系をはじめとする瀬戸内海関係区域水域の七十五地点において、水質汚濁防止法による測定計画に基づき、また、ダイオキシン類については、瀬戸内海関係区域水域の八地点において、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、関係機関の相互協力の下に常時監視に努めているところであるが、今後ともこれら常時監視の拡充強化を図り、監視体制の整備に努めるものとする。

一方、発生源については、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法等に

基つき工場及び事業場における排水基準の遵守のため、指導等に努めるとともに、第六次総量規制の実施に伴い、指定地域内事業場における汚濁負荷量の的確な把握が必要であるため、監視測定施設及び設備の整備の拡充並びに測定体制の充実を図るものとする。

さらに、瀬戸内海の富栄養化による被害の発生を防止するため、窒素、りん等の栄養塩類の監視測定体制の強化を図るものとする。

また、水質等の保全のため、工場及び事業場からの発生負荷量の管理並びに公共用水域の水質監視測定施設等の整備及び促進を図るものとする。

#### 七 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等

県においては、保健環境研究センター、工業技術センター、畜産技術センター等で環境保全に資するための調査研究及び技術開発を進めてきたところであるが、今後、河川汚濁機構解明調査及び河川等における窒素、りん等の挙動調査研究、さらに総量規制に対応した汚水処理技術に関する研究及び開発についても鋭意努めるものとする。

さらに、瀬戸内海に関する環境情報や調査研究、技術開発の成果等の情報収集に努めるものとする。

#### 八 環境保全思想の普及及び住民参加の推進

瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水、廃棄物等も含めた総合的な対策が必要である。

その実効を期するため、国、地方公共団体、事業者等がその責務を果たすことはもちろんのこと、住民や民間団体の正しい理解と協力が不可欠である。

このため県民に対して、新聞、パンフレット、ホームページ（環境情報サイト「エコなら」）等の広報手段を通じ、及び環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、水質汚濁についての意識の高揚を図るとともに、河川等へのごみの不法投棄防止、生ごみの流出防止、浄化槽の維持管理の適正化等の実践活動の普及に努め、また、下水道処理区域における水洗化の促進について啓発を図るものとする。

なお、これらの事業の実施に当たっては、関係府県、市町村、瀬戸内海環境保全協会その他の関係諸団体の協力を得るとともに、奈良県環境保全基金の活用を図り、その実効を挙げるよう努めるものとする。

#### 九 環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解、環境保全活動に参加する意識、自然に対する感性及び自然を大切に思う心をはぐくむため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、国、地方公共団体、事業者及び民間団体の連携の下、環境教育・環境学習を推進するものとする。

県においては、環境保全活動を積極的にに行っている民間団体や企業等によって構成された奈良県環境県民フォーラムにおいて、構成員が相互に意見交換を行い、環境保全活動の先導的役割を果たすことを目指し、環境保全活動の手法を考え、行政、関係団体及び企業と連携・協力して推進し、活動内容等を情報発信していくものとする。

また、「環境アドバイザー制度」及び「どこでもエコ教室」の実施その他の環境教育・環境学習の推進を図るものとする。

#### 十 情報提供及び広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び負荷量削減、廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努め、「せとうちネット」の活用等により情報の共有化を進めるものとする。

#### 十一 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は十三府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議等を通じて各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとする。

また、健全な水循環機能の維持又は回復のための取組の推進、住民参加の推進及び環境教育・環境学習の充実を図るため、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるとともに、各地方公共団体の環境保全の取組の実施においても連携の強化に努めるものとする。

#### 十二 海外の閉鎖性海域との連携

海外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、海外における取組に積極的に貢献するため、財団法人国際エメックスセンターの活用、閉鎖性海域に関する国際会議等への積極的な参加、人的交流、情報の発信及び交換等に努めるものとする。

### 第四 施策実施上必要な事項

#### 一 施策の積極的推進

瀬戸内海の環境保全は緊急かつ重要な国民的課題であることから、この計画で定められた施策については優先的に財源の確保等に努め、その積極的な推進を図るものとする。

## 二 施策の実施状況及びその効果の把握

瀬戸内海の環境保全を推進するためには、この計画で定められた施策が着実に実施されなければならない。

このため、計画した諸施策を強力に推進するとともに、施策の実施状況及び環境改善状況を的確に把握し、計画の効果的な推進を図るものとする。

## 三 計画推進のための関係機関との連絡調整

この計画の実効を期するためには、国、県及び関係市町村が一体となり強力に計画を推進することが重要である。

このため、国の地方機関、県及び関係市町村は、計画した諸施策の実施状況等について情報、意見の交換等を行い、この計画の円滑な推進を図るものとする。